

2021-1 税務・労務・法務情報

労働省、国税局からの通達について

概要を解説しておりますので、ご参照下さい。

・ DOLE Department Order

2021-221 外国人の労働許可証発給ガイドライン

新年早々新規則（ガイドライン）が発出されました。相当長文ですので、概要ポイントのみ以下解説します。全文は以下からダウンロード可能です。
https://www.dole.gov.ph/php_assets/uploads/2021/01/DO-221-20-Revised-Rules-and-Regulations-for-the-Issuance-of-Employment-Permits-to-Foreign-Nationals.pdf

1. 基本方針 : ①自国民の雇用促進 ②専門職業の比国籍条項厳守 ③雇用の平等
2. 労働省方針 : ①比国人保護の為の外国人雇用の制限 ②比国人によって遂行できない職種に限定 ③比国人保護のための外国人就労許可証発給システム構築
3. 適用範囲 : 比国内において就労しようとする全ての外国籍人
4. AEP申請手続き :
 - ・雇用契約書締結から10日以内又は実際の就労開始前に申請書を提出すること
 - ・Labor Market Testの実施・・・申請日から15日前までに求人広告（採用する外国人職種・給与等雇用条件を新聞掲載し、30日以内の異議申し立てを受け付ける）

・ BIR Revenue Memorandum Circular

2020-138 NOLCO（損失繰越控除）適用ガイドライン

すでにコロナ特別措置として、RR2020-25により通常3年の繰越控除制度について、**2020年、2021年課税年度を対象に、5年間に延長**されています。本規則はこの「課税年度」と「会計年度」の関連を再確認しています。（確定申告書、決算書にこの適用を受ける旨の区分記が要件となっておりますので、ご留意ください。）

2020年課税年度・・・2020年7月末決算期～2021年6月末決算期 会計年度

2021年課税年度・・・2021年7月末決算期～2022年6月末決算期 会計年度

ジャパンデスク 清水 麻利

(英語・タガログ語⇄日本語翻訳業務担当)